

平成30年第3回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 会 平成30年 9月21日 午後 3：00

○閉 会 午後 4：15

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民福祉部長 伊 藤 巧	福祉事務所長 鑑 孝 子
産業建設部長 児 玉 正 生	水 道 局 長 藤 原 久 基
教 育 部 長 菅 原 剛	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
学校教育課長 山 田 敬 輔	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
----------------	-----------------

平成30年第3回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成30年 9月21日（3日目）午後3時00分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第59号 潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 議案第60号 潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第61号 市の区域内の字の区域変更について
- 日程第 4 議案第62号 平成30年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第 5 議案第63号 平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 6 議案第64号 平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 7 議案第65号 平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 8 議案第66号 平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 9 認定第 1号 平成29年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成29年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第14 認定第6号 平成29年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成29年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成29年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第10号 平成29年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第11号 平成29年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第12号 平成29年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 陳情第2号 上町自治会館敷地内の舗装についての陳情書
- 日程第22 陳情第4号 陳情書「食物アレルギーのある子供にも学校給食を食べさせよう！」
- 日程第23 陳情第8号 (追分児童公園の縁石撤去等改善) 陳情書
- 日程第24 陳情第9号 「集会所施設の建設」についての陳情書
- 日程第25 陳情第10号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書
- 日程第26 陳情第11号 陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」
- 日程第27 報告第8号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第29 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第30 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

午後 3時00分 開会

○議長（西村 武） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日21日付で、報告第8号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）及び諮問第1号から諮問第4号までの人権擁護委員候補者の推薦についてが追加提出されております。議会運営委員会において当局より提案理由の説明を受けた結果、陳情第11号までの採決後に、日程第27から日程第31までとして本日の本会議で取り扱うことと致しましたので、ご報告を致します。また、諮問第1号から諮問第4号については、簡易採決により採決する旨の確認をいたしましたので、併せてご報告を致します。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、本定例会に追加提案しました議案の概要について申し上げます。

1点目は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分したものを報告するものでございます。

2点目は、人権擁護委員候補者として4名の方を推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

詳細については、1点目については後ほど総務部長が、2点目については私が説明申し上げますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

【日程第1、議案第59号 潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例（案）について から 日程第26、陳情第11号 陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第59号、潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例（案）についてから日程第26、陳情第11号、陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」まで一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算決算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果

について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案、単行案及び陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成30年度各会計補正予算（案）及び平成29年度各会計決算認定については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長、予算決算特別委員長の順に行います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番佐藤総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 平成30年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成30年9月10日

2. 出席委員 瓜生 望、鈴木斌次郎、堀井克見、西村 武、鐙 仁志、佐藤義久

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記には、教育部 幼児教育課 戸田妙子さんを指名してございます。

5. 審査の経過と結果について

議案第59号、潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、組織的に早期にいじめ問題に対応するため、第三者機能を持ついじめ問題対策委員会を新たに設置する必要があることから、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、いじめ問題対策委員会を新たに設置する背景について質問があり、当局からは、重大事態への速やかな対応と調査の重要性を求めた国のガイドラインを踏まえ、平時から教育委員会のもとに公平性・中立性が確保された第三者による調査組織を設置するものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第60号、潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方の活性化を図るための優遇制度であり、本市においても受け皿として対応していく必要があることから、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、東京23区以外からの企業に対する優遇措置の有無について質問があり、当局からは、東京23区以外からの企業に対しては「潟上市工場等設置奨励条例」におい

て優遇措置を講じているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号、上町自治会館敷地内の舗装についての陳情書。

本陳情は、自治会からの陳情内容に詳細が欠ける部分が多いことから、条件を整え、再陳情を求める形とし、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

陳情第4号、陳情書「食物アレルギーのある子供にも学校給食を食べさせよう!」。

本陳情は、児童に対し安全な給食の提供をする視点からは理解できるが、現在、アレルギーのある児童に対しても給食対応が行われていることや、対応に今後も検討が必要となることから、賛成多数で採択すべきものと決しました。

陳情第9号、「集会所施設の建設」についての陳情書。

本陳情は、将来の人口と自治会員数の調査を重ねての判断が必要となることから、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

陳情第10号、消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書。

本陳情は、国の制度で決定した内容に対するものであるが、消費者の立場に立ち、税率の据え置きによる景気安定を望む観点から、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第59号、潟上市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する

る条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号、上町自治会館敷地内の舗装についての陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） この内容を見ますと、自治会からの陳情内容に詳細が欠ける部分が多いというふうにありますけれども、どのような部分がこう欠けていたと思われてこういうふうな判断したのか、そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 12番藤原議員にお答え致します。

陳情第2号については、まず最初に、どの辺まで、敷地内のどこまで舗装が必要なのか、陳情書内では確認できなかったということ。上町の自治会館の敷地については、そのときにどのような条件で自治会館を建てたかという前提がありまして、土地が発生したときに立ち返る必要があると。舗装の実施について提示されたということを確認して記憶していると。建てたときの決まりを覆すことができないと思うという委員の意見がありまして、舗装に関しては再提示してもらえればありがたいという意見で、全会一致で不採択としたものであります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 建てるときに舗装までというふうなことを今お答えしました。逆じゃないんですか。建てるときに舗装まではしないよというふうなことが条件だったと思うんですが、そこちょっと今報告間違ったんじゃないですか。

○議長（西村 武） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 間違っ言っておけません。舗装の実施については、その建てた時点でされていなかったと、ということが記載されておまして、ほかの委員からも、建てたときの決まりを覆すことがないよう、できないのではないかと思うと。舗装する条件がなかったということ言ってるんです。よろしいですか。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今の答弁でわかりましたけれども、建てる時に舗装まではしないよと、簡単に言えばそういうことだったということですね。いいです。わかりました。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は採択について諮ることになりますので、間違いのないようにしていただきたいと思います。陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

陳情第2号を採択するという事は、陳情に対して採択、委員長は不採択だけれども、採択することについての方は起立願いますと、こういうことなんだ。12番。

○12番（藤原典男） 要するにあれでしょう、委員長は不採択ですけども、採択した方がいいという人の起立を今求めたんでしょう。

○議長（西村 武） そういうことです。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 賛成少数ですので、したがって、陳情第2号は、不採択とすることに決定致しました。

次に、陳情第4号、陳情書「食物アレルギーのある子供にも学校給食を食べさせよう！」について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号、「集会所施設の建設」についての陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、陳情第10号、消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 委員長、お疲れ様です。

賛成多数ということで、反対意見はどのような意見がございましたでしょうか。

○議長（西村 武） 佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 国の制度が決まっているものなので、不採択でよいかと思えますという意見がありました。それから、消費税5%から8%、8%から10%と決めておきながら、過去には政治の都合で上げなかったり決め直しをしたりしてきました。政治の変化によって変わる可能性があります。消費者の立場になると、税金が上がらない方がいいと思えますし、8%のまま据え置いた方が今の景気を急激に変化することもなく、国民生活が安定するだろうと考えられるので、ということで採択意見で、不採択については前段申し上げたとおり、国の制度が決まっているものなのでというこ

とでした。で、採決をとったわけですが、何人かの反対があったわけです。

以上です。

○議長（西村 武） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。11番伊藤産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 平成30年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成30年9月10日

2. 出席委員 戸田俊樹、藤原典男、菅原秀雄、児玉春雄、佐藤敏雄、伊藤正吉

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長

4. 書記 産業建設部 産業課 菊地理さんです。

5. 審査の経過と結果

議案第61号、市の区域内の字の区域変更について。

本案は、土地改良法に基づく昭和豊川地区における県営農地集積加速化基盤整備事業の結果、字の区域の変更を要するものです。

字界の変更は、字の境と定めていた従来の地形が圃場整備により変化したため、整理後の区画に合わせて新たに字界を定めるもので、対象面積は105.6ヘクタールとなっております。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第8号、（追分児童公園の縁石撤去等改善）陳情書。

本陳情は、追分児童公園の縁石の撤去、マンホールの高さ調整、切り株の撤去、公園の樹木の整枝を要望するものです。

公園内における安全確保の観点から、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第11号、陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」。

本陳情は、「現行農産物検査法を抜本的に見直し、食の安全・安心を図る目的とすること」、「農産物検査法「着色粒」規定の廃止」、「等級等の廃止」、「関連法である食品表示法の見直し」を国会及び関係省庁に意見書の提出を要望しているものです。

委員からは検討が必要だということから、本案は、全会一致で継続審査すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第61号、市の区域内の字の区域変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第8号、（追分児童公園の縁石撤去等改善）陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 陳情書の追分児童公園の縁石撤去等ということの陳情書です。この地域が安全に安心して使い勝手よく児童公園を活用するということは大変結構なことでありまして、この採択について私も全く同感であります。ただ、審査の過程の中でどういふようなことが話し合われたのかということを確認したいと思います。

1つは、我が潟上市には都市公園に始まって様々なスポーツ公園、あるいは農村公園など、様々ないわゆる公園の冠のつく憩いの場所がたくさんあるわけです。そういう中で、今回その追分の児童公園、まさに児童が中心となって利用すべく公園が、このような安全を脅かすぐらいまでにいわゆる荒れておると。それが自治会の分館長から、自治会長さんから陳情が来るということはこれどういうことなのかと。で、例えば防災、例えば災害起きたときに、例えばそこに皆さん集まるのか、避難場所として等々考えた場合において、いかにも管理がルーズだといいたいまいしょうか、何を考えて、どこが所管なのかということで、まず私は今どきこういうふうなことがあり得るのかという大きな疑問を持ちました。したがって、今列挙しましたけれども、公園等々含めて、この児童公園というもの、追分も含めてほかの地域でも点在するわけですがけれども、どういう管理をされておって、こういう問題が今頃発生してきたのか。その経緯について審査されましたらお示しをいただきたい。

それから、今まで、さらに踏み込みますけれども、この児童公園というのはどういう、まあ言ってみれば官地、公の公園として管理をされてきたのか。その経緯を併せてお示しをいただきたいと思います。まずこのことについて質問致します。

○議長（西村 武） 伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） この陳情書については、追分地区の住民の方が公園を利用されるということで、この縁石の撤去並びにマンホールの調整、切り株とか様々なこの要望をしておりますけれども、安全を確保するためにもこれは取り除くべきだということで皆さん採択でお願いしますということで、全会一致で、こういった要望があった一応採択致しました。

なお、先ほどの質問ですけれども、ほかの公園の管理とかはどうなってるのとか、あとは公園等の何ていうかな、市の対応とか等について、この公園、児童公園等についてどういう管理をしてる等についての質疑等については、特に特別ございませんでした。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 委員長報告ですから審査された範疇の中での答えということで、一義的に私は納得しますけれども、やはりこのケースは最も地域住民と、しかも児童、子どもたちと身近な安全・安心の集う憩いの場所が言ってみれば野放図にされておったと。自治会長から、自治会から上がってこなければ、市として手かけてこなかったのかと。この政治のスタンス、向き合い方が私は大きな問題だと思うんですよね。で、今、

1番目のときに列挙したんですが、様々な農村公園からいろいろありますよ、各地域に。それもそうすればこういう形で陳情書を出せば、議会が採択をし、そして市が予算をつけるということが既定の事実化になっていったときの全体の管理ということの大きな問題が、場合によっては一つのネックとして出てくるんじゃないかなど。場合によっては、地域は地域で自助努力をして、地域のものではできることは自分方がやるとか、そういうことのやはり行政展開をある意味では市民に対して知らせてめていくとかね、そこまでやってもらわないと、これ軽々にね、来たから認めるとなれば、また来たものを認めざるを得ない。いい意味でも悪しき意味でも前例になりますので、まず伊藤委員長が責任あるとかないとか別としても、やはり分割審査、所管という点からいきますと、今回はやむを得ない部分もあるかもしれませんが、これからはやはりある程度はウイングを広げてちょっと深掘りをしながら、全体の視点でもって物事を捉えて所管委員会としての役割を果たしてほしいなということをお願い申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第8号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号、陳情「食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」について質疑を行います。質疑ありませんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 私からちょっと聞きたいんだけど、現行農産物検査法をまず見直すということで安全を図る目的、これ農産物検査法って着色粒というのは、米並びにほかのものにも当然これがついてきます。これがついてきますと、当然ここに等級等の廃止

とありますけども、これは着色粒の場合はまず価格が下がる、そして等級がなければ生産者は困るんだけど、消費者としては助かるけれども、これはやはり私はちょっと難しいのではないかなと思います。そして委員長に聞きますけども、他市町村の場合はどういふふうになってるのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。これ着色粒が出ると品物ががたっと下がりますので、米ならず野菜その他のものはがたっと価格が下がるので、それでもこういうものが出るのかということをお私非常におかしいのではないかなと思いますけども、そこら辺のどこ審査したと思いますので、ひとつ。

○議長（西村 武） 伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） ただいまの質問ですけれども、他市町村のその経緯とか結果については、こちらでは把握してございません。

なお、この陳情については、法律絡みでいろんなこの抜本の見直しとかいろんな廃止とかありますけども、法律がどのような内容なのか、また、なぜ見直しが必要なのか、そういったのももう少し勉強してからでないかと判断がつかないということで、このたびは全会一致で継続審査することにしました。

○議長（西村 武） 7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） この陳情書を見ますと、大潟村の方ですね、生き物共生農業を進める会とこうありますけども、この人方も当然、お米、野菜その他のものをつくってると思います。当然、米の場合は二、三年前にはカメムシが大量発生したという経緯も大潟村の人方わかってると思います。そのときに価格かなり下がっているんで、それでなおかつこういうものを見直しするのかということであれば、今の農家に対してはどのような説明をするのか、非常にここあたりのところ非常に微妙だと思いますけども、その点いかがですか。大潟村から陳情出てるが、大潟村の人方が一番よくわかってるはずだと思いますけども。

○議長（西村 武） 伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） いずれ当委員会では、まだまだ勉強が必要だということの判断で、この後もしっかり勉強してということで、このたびは継続審査ということとであります。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、予算決算特別委員長の報告を求めます。1番鈴木予算決算特別委員長。

【予算決算特別委員長の報告】

○予算決算特別委員長(鈴木壮二) 平成30年第3回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成30年9月10日、21日

2. 出席委員 菅原理恵子、瓜生 望、鈴木斌次郎、佐藤敏雄、鑑 仁志、
中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、堀井克見、
菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村 武、戸田俊樹、
鈴木壮二、全員であります。

3. 説明当局は、市長、副市長、教育長、各関係部課長でございます。

4. 書記は、議会事務局の石川保則さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

予算決算特別委員会に付託されました、議案第62号、平成30年度潟上市一般会計補正予算(第4号)(案)についてから議案第66号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)についてまで及び認定第1号、平成29年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第12号、平成29年度潟上市水道事業会計決算の認定についてまでを、先般9月10日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、コクホライン改修の内容について。

第2点として、グリーンランドまつり実行委員会補助金450万円の内訳と、実行委員会のメンバーについて。

第3点として、昨年度のグリーンランドまつり2日間で訪れた人数についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日21日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第62号から議案第66号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、本委員会に付託されました認定第1号から認定第12号までについては、採決の結果、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、予算決算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで予算決算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第62号から認定第12号までについて、これから順次、討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきもの、または認定すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきもの、または認定すべきものと決定された議案等については、簡易採決により採決します。

はじめに、議案第62号、平成30年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成30年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成30年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成30年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成30年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成29年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第2号、平成29年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第3号、平成29年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第4号、平成29年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成29年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成29年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成29年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成29年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成29年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は、委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第10号、平成29年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は、委員長の報告のとおり認定することに決定致しました。

次に、認定第11号、平成29年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論・採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

2. 事故の概要であります。平成30年8月10日午前9時15分頃、鴻上市昭和大久保字堤の上1番地3地内、昭和公民館駐車場でございます。職員が草刈り作業中に草刈り機回転刃で飛ばした石により、相手方自家用軽自動車のフロントガラスと運転席側窓ガラスを破損させたものでございます。

3番、損害賠償額14万9,332円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 市民に損害を与えれば賠償するのは当然なんですけれども、6月議会でもこの同じような事例が発生しまして賠償したということがありますが、その後の対策ね、どのように立ててきたのか。こういうふうなこの種の事故は、あとはなくしていかなきゃいけないと思うんですけれども、その後の対策はどのようにとってきたのか。そこら辺について伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 12番藤原議員の質問にお答え致します。

6月議会でも、道路の草刈り最中に草刈りの石を飛ばして車を破損させたんであります。今回は、まず駐車場の草刈りということでありまして、まあ車を寄せてから草刈りすればまずなかった、発生しなかったというふうなことが想像されます。であります。やはり草刈り作業するためには十分こう注意しながらやることが重要だと思います。例えば2人がかりで板を衝立にしたりしてやれば一番いいんですけども、ちょっと今回はそこまで配慮が足りなかったということでありました。で、市としましては、一応今年度からですが、4回に分けてまして草刈り作業の安全な進め方等の講習会等、職員を派遣して講習を受けさせております。でありますので今まで以上に、そういう講習を受けたものでありますから、作業員に十分指導致しまして事故防止に努めたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私は前回、網とかも使いながら、衝立やるとかそういうふうなこともこうやったんですけれども、そこら辺の話がなかったんですね、今ね。で、講習会やるのは当然なんですけれども、そういうふうな具体的にやはりこう防ぐような物もないと、ただ気をつけてっていうだけでは私はまた起きると思うので、具体的にもっと考えていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ご質問にお答え致します。

再三にわたりまして今回のような草刈りにおける飛び石ということで、同じような事故ということでご報告させていただいているところでございますけれども、おっしゃいますとおり、我々としましても前は2人体制をとるとか、それから板を置くとかそういうことを常にこうしていくということをお話ししていながら、今回もこのようなことが起きてしまいました。誠に申しわけないと思っております。確かに今おっしゃるとおり、我々としても今後具体的なそういう措置を講じていきたいと、そのように考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） いいですか。ほかにございせんか。7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 藤原議員もおっしゃりましたけども、当局に聞きますけど毎回同じことが出てきますよ、これ。少し、これ職員が草刈りやったということであるので、とすれば事前の準備が悪いんじゃないのかなと私思いますよ。やはり網張るなり、いろんな工夫があると思いますよ。職員がやるということ自体が、これは非常にまあ簡単に刈ればいだろうという考え方だと、もとだと思えますよ。これはやはり今、草刈りというのは業者がいるものだから、業者もやはり選定しながら業者さんもやってもらった方がいいんじゃないかなと私思います。毎回こういうのが出てきて、必ず金額は10万円台と出てきます。やはりもう少し当局も慎重を期してやらないと、これまた同じことの繰り返しになると思いますよ。副市長どうですか。市長でもどちらでもいいですけど。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

大変申しわけないことと思っております。確かにおっしゃるとおり、そのように今後も慎重に慎重を期すということ、それと、今業者の方の名前も出ましたけども、業者もそういうことも併せて検討しながら最善策を検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（西村 武） 7番 鑑 仁志議員。

○7番（鑑 仁志） 副市長の方から万全を期すということですけども、もしこれ次出た場合はどうしますか。あなたは今、完全を期してやるって言ってるでしょう。これどうしますか。完全になくなるという方向づけありますか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの再質問にお答えします。

冒頭まず私からも、このたびの件につきましては誠に申しわけないことをしたと思っております。申しわけございませんでした。

なお、今副市長等から答弁があったとおり、今後万全を期すわけですが、あったらどうするかと。ないということは私は100%言い切れる自信はありません。ただし、100%に近いための方策をこれから検討するということであります。もし100%というふうにおっしゃるのであれば、今鑑議員がご提案になったとおり、すべて市の職員は使わずに業者様の方にご委託申し上げ、ただしそれに関しては、多分今まだ机上の算定ではありますが、今以上の費用はかかるものと見込まれます。で、これも皆様方と議論した上で、そちらの方がいいということであればそういった方法にも切り替えざるを得ないと思っております。で、一にも二にも、まずこれは不注意によるもの。ただこういうものは、必ず本当にこういうことをしてなかったのかということから生じるということは、私、部課長の方には申し上げてるつもりではありましたが、私の不徳の致すところと考えてございます。今後、厳重に注意し、またこのようなことがあった場合には、今のようなことがないような検討も次の議会までさせていただいて検討させていただきます。また、委託というふうになった場合には、そういった費用が応分にかかるということもご承知おきいただきながら、また来年度予算の編成にもあたってまいりたいと考えております。誠に申しわけございませんでした。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第28、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について から 日程第31、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（西村 武） 日程第28、諮問第1号から日程第31、諮問第4号まで、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

諮問第1号から諮問第4号までについて、一括して提出者の説明を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 議案書の3ページをお開き願います。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の

規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 潟上市天王字追分101番地73

氏 名 佐 藤 由美子

生年月日 昭和27年 9 月 4 日

平成30年 9 月21日提出 潟上市長 藤原一成

佐藤氏については、次の4 ページに略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、平成30年 9 月30日付で人権擁護委員の佐藤由美子氏が任期満了となるため、人権擁護委員法第6 条第3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。

続きまして、議案書の5 ページをお開き願います。

諮問第2 号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6 条第3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 潟上市天王字北野116番地 2

氏 名 古 山 準 子

生年月日 昭和29年 3 月 2 日

平成30年 9 月21日提出 潟上市長 藤原一成

古山氏については、次の6 ページに略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、平成30年 9 月30日付で人権擁護委員の吉田良子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6 条第3 項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。

続いて、議案書の7 ページをお開き願います。

諮問第3 号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6 条第3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 潟上市天王字上北野126番地25

氏 名 菊 地 泉

生年月日 昭和32年 9 月 3 日

平成30年 9 月21日提出 潟上市長 藤原一成

菊地氏については、次の8 ページに略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、平成30年9月30日付で人権擁護委員の小玉優子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。

続いて、議案書の9ページをお開き願います。

諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住 所 潟上市飯田川飯塚字深田42番地9

氏 名 富 樫 麻 美

生年月日 昭和53年9月14日

平成30年9月21日提出 潟上市長 藤原一成

富樫氏については、次の10ページに略歴がございますのでご覧ください。

提案理由でございますが、平成30年9月30日付で人権擁護委員の江畑千鶴子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものでございます。

以上の4名の方を私が人権擁護委員候補者として推薦するものであり、議員の皆様へ意見を求めるものでございます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（西村 武） お諮りします。これから諮問第1号から諮問第4号までについて質疑、採決の順に行いますが、簡易採決により採決したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第4号までについては、簡易採決により採決します。

諮問第1号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第1号を採決します。本件は、これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、同意することに

決定致しました。

次に、諮問第2号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第2号を採決します。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、同意することに決定致しました。

次に、諮問第3号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番(菅原理恵子) すみません。確認なのですが、前任者の小玉優子さん、昭和地区だったと思うんですけれども、これ昭和地区からの人選ということは考えなかったのでしょうか。その点だけご確認致します。

○議長(西村 武) 藤原市長。

○市長(藤原一成) ただいまのご質問にお答えします。

ご案内のとおり小玉優子氏は昭和地区、そしてこのたびの菊地 泉氏は天王地区、地区別に言えばということです。で、今回のこの人権擁護委員の候補者については、広く全市から適した方を求めるということになってございまして、さらにこの人権擁護委員候補者については、今足りてない現状でございまして、議員の皆様方におかれましても、ふさわしい方がおりましたら是非当局の方にご推薦いただきまして、今回のこの菊地泉氏については、略歴をご案内のとおり、これは人権擁護委員としては私は推薦に足りるというふうに判断してございまして、今回の質問の件については以上でございまして、宜しくお願い致します。

○議長(西村 武) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第3号を採決します。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、同意することに決定致しました。

次に、諮問第4号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第4号を採決します。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は、同意することに決定致しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、すべて議了致しました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 定例会の最後に皆様方に御礼申し上げます。

当局の方から提案させていただきました件につきまして、すべてご可決、それからお認めいただきまして誠にありがとうございます。本当にこの場をおかりして御礼申し上げます。ありがとうございました。

また、先ほど議員の各位からも、これは当然のことと思いますが、私が専決した事項について厳しいご指摘がございました。改めてこの場をおかりまして、このたびの事故についてお詫び申し上げます。申しわけございませんでした。先ほど申し上げたとおり、このような事故については不注意ということですが、これはあってはならない、そして100%を目指さなければならないということを肝に銘じて、関係者とともにまた案をつくり、皆様方にお諮りしてまいりたいと思います。

また、先ほど最後に申し上げました人権擁護委員につきましても、これは本当に人的にまだ足りておりません。ですので、議員の皆様におかれましては、ふさわしい方がおりましたら是非私どもにお教えいただければと考えております。

厳しい夏、そして暑い夏、金足農業のフィーバーもありましたが、そういった夏が終わり、今、秋でございます。そしてこれから潟上市、冬に向かって歩みを進めてまいります。12月まで定例会はございませんが、また市の方で重要事項、それから皆様方にお知恵を頂戴したい案件が出た場合には、また議長さんと相談致しまして、皆様方についてまた議会を招集させていただくこともあり得るということをお含みおきいただきま

すようお願い申し上げます。

冬に向かって、いま一度皆様方、夏が終わって体調崩しやすい時期にあります。体調を整えまして、また12月、そしてまた臨時の議会等でお目にかかることをお願い申し上げます、私の最後のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもちまして、平成30年第3回潟上市議会定例会を閉会します。
どうも皆様ご苦勞様でございました。

午後 4時15分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 伊 藤 正 吉

〃 署名議員 藤 原 典 男